

長野市伝統芸能継承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、祖先の優れた文化活動の所産であり、長い年月の間に大切に守られてきた郷土の伝統芸能を保護するため、その技を後世に継承する事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 伝統芸能 地域に根ざした民俗芸能であつて、次に掲げるものをいう。

ア 神楽（巫女神楽、出雲系神楽、伊勢系神楽、獅子神楽）

イ 田楽（田遊、田植神事、田囃子、田楽踊）

ウ 風流（太鼓踊、念仏踊、小歌踊、つくりもの風流、行列風流、太鼓芸）

エ 語り物・祝福芸

オ 延年・おこない

カ 渡来芸・舞台芸（伎楽系、舞楽系、散楽系、能、狂言、人形戯、歌舞伎）

キ 大道芸・見せ物

ク アからキまでに掲げるものに準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 伝統芸能継承事業 伝統芸能の技を後世に継承する事業をいう。

(交付対象)

第3 補助金の交付の対象となる団体は、市内の伝統芸能の技を後世に継承するための活動を行っている団体とする。ただし、次のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

(1) 一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業実施要綱に基づく一般コミュニティ助成事業の交付決定又は交付を受けている団体

(2) 公益財団法人長野県市町村振興協会から公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業地域活動助成事業実施要項に基づく一般コミュニティ助成事業の交付決定又は交付を受けている団体

(3) この要綱による補助金以外の市の補助金等の交付決定又は交付を受けている団体

2 補助金の交付の対象となる事業は、前項に規定する団体が行う伝統芸能継承事業とする。

(対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、第3第2項に規定する事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の対象経費としない。

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

(2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、賞品、賞金等

- (3) 飲食に要する経費
- (4) 団体の事務所等を維持するために要する経費
- (5) 参加者各自に帰属するものに要する経費
(補助率等)

第5 補助金の補助率は、第4に規定する経費の3分の2以内とし、1団体当たり10万円を限度とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(交付申請の制限)

第6 一の年度に補助金の交付決定を受けた団体は、当該年度において重ねて補助金の交付申請をすることができない。

- 2 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする年度の前の年度において補助金の交付の対象となった補助事業についてもすることができる。ただし、当該補助事業が通算して3箇年度において補助金の交付の対象となったときは、この限りでない。

(補助の申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市伝統芸能継承事業補助金交付申請書(様式1号)によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業に係る実施計画
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 団体の規約又は会則
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市伝統芸能継承事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を廃止しようとするとき 長野市伝統芸能継承事業廃止承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市伝統芸能継承事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げる書類等とする。

- (1) 補助事業に係る収支決算報告書
- (2) 補助事業の実施状況が分かる写真、ビデオ、資料等
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して2月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか

早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市伝統芸能継承事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成28年5月13日長野市告示第416号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7関係）

長野市伝統芸能継承事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先（電話）

年度において長野市伝統芸能継承事業を下記のとおり実施したいので、
補助金 円を交付してください。

記

1 事業の内容

2 添付書類

- (1) 補助事業に係る実施計画
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 団体の規約又は会則

様式第2号（第8関係）

長野市伝統芸能継承事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年度長野市伝統芸能継承事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第3号（第8関係）

長野市伝統芸能継承事業廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年度長野市伝統芸能継承事業の内容を下記のとおり廃止したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の廃止の理由
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業の廃止年月日
- 4 その他

様式第4号（第9関係）

長野市伝統芸能継承事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あった 年度長野市伝統芸能継承事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る収支決算報告書
- (2) 事業の実施状況が分かる写真、ビデオ、資料等
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類

様式第5号（第10関係）

長野市伝統芸能継承事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先 （ 電 話 ）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった
年度長野市伝統芸能継承事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 送 金 先

| | | |
|---------------------|--------------------|------|
| 金 融 機 関 | 銀 行 信用金庫 農 協 | 店 所 |
| 口 座 の 種 類 | 当 座 | 普通預金 |
| （フリガナ） 口 座 の 名 義 | | |
| 口 座 番 号 | | |